

優良防火対象物認定表示制度のご案内



優良防火対象物認定証（通称：優マーク）

平成18年3月31日に火災予防条例が改正され、「優良防火対象物認定表示制度」が新たに創設されました。

優マーク制度は、防火対象物の関係者が行った防火安全対策の向上に係る自主的・意欲的な取り組み等を消防機関が評価することにより、防火安全性の高い優良な防火対象物となるように誘導するとともに、その結果を防火安全に関する情報として都民に提供することにより、安全・安心の確保を実現することを目的としたものです。

平成18年10月1日からスタートしました！！

東京消防庁

【凡例】

- 法 : 消防法 (昭和23年法律第186号)
- 令 : 消防法施行令 (昭和36年政令第37号)
- 条 例 : 火災予防条例 (昭和37年東京都条例第65号)
- 条 則 : 火災予防条例施行規則 (昭和37年東京都規則第100号)
- 告 示 : 東京消防庁優良防火対象物認定表示制度に関する規程 (平成18年東京消防庁告示第12号)
- 建基令 : 建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号)

1 申請することができる防火対象物

次の表に掲げる用途に使われている防火対象物（令第2条に基づき、一の防火対象物とみなされるものを含む。）で収容人員の条件を満たすもの（令第1条の2第3項第1号：防火管理者選任義務）は、申請をすることができます。（条例第55条の5の9）

項	用途	収容人員
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場	30人以上
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	30人以上
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店	30人以上
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	30人以上
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	30人以上
	ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅	50人以上
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）身体障害者更生援護施設（身体障害者を収容するものに限る。）知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設 ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校	30人以上
(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	50人以上
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	50人以上
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	30人以上
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	50人以上
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）	50人以上
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	50人以上
(12)	イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ	50人以上
(13)	イ 自動車車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	50人以上
(14)	倉庫	50人以上
(15)	前各項に該当しない事業場	50人以上
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	30人以上
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	50人以上
(16の2)	地下街	30人以上
(17)	文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物	50人以上

2 申請方法

防火対象物の管理について権原を有する者が、棟ごとに当該防火対象物を管轄する消防署長に申請してください。なお、管理について権原が分かれている防火対象物の場合は、管理権原者全員の連名による申請となります。(条例第 55 条の 5 の 10 第 1 項)

令第 8 条等に基づき別の防火対象物とみなされる場合は、棟ではなく、部分ごとに申請することができる場合があります。詳しくは所轄消防署にご相談ください。

3 申請図書

優良防火対象物認定申請書(条則別記第 2 号様式の 9)に、次の図書(告示第 3 条)を添付して申請してください。(条例第 55 条の 5 の 10 第 1 項)

必ず添付する図書

避難安全性を検証した図書

自衛消防活動能力審査表(告示別記様式第 4 号)

各種防火対策概要表(告示別記様式第 5 号)

(注) 管理について権原が分かれている防火対象物の場合は、原則として管理権原者ごとに作成します。ただし、1つの防火対策が複数の管理権原者に関係する場合は、当該関係する管理権原者が全員で1枚作成することで支障ありません。

管理について権原が分かれている場合に添付する図書

申請者一覧表(告示別記様式第 6 号)

消防総監が指定する者に調査させている場合に添付する図書(条則第 11 条の 17 第 3 項)

認定基準適合状況調査結果書(告示別記様式第 7 号)

4 申請内容の調査

申請者は、申請に際し、申請の内容が認定基準に適合しているか、次の消防総監が指定する者(告示第 4 条)に調査させるよう努めてください。(条則第 11 条の 17 第 3 項)

消防総監が指定する者	調査できる基準
1 防火安全技術講習修了者(防火避難課程)	消防用設備等の設置関係 防火管理関係(一部を除く) 避難安全性の検証関係 その他
2 防火安全技術講習修了者(火気電気課程)	火気使用設備・器具関係
3 防火対象物点検資格者	消防用設備等の設置関係 防火管理関係(一部を除く) その他
4 危険物取扱者	危険物製造所等関係 少量危険物等関係(一部を除く)
5 1級建築士・2級建築士	建築基準法関係 避難安全性の検証関係
6 建築基準適合判定資格者	建築基準法関係 避難安全性の検証関係
7 特殊建築物等調査資格者	建築基準法関係(建築設備等を除く)
8 昇降機検査資格者	建築基準法関係(昇降機関係に限る)
9 建築設備検査資格者	建築基準法関係(建築排煙・非常照明等に限る)

(注) 法令に従い、又は法令の例により調査等をしている場合は、条則第 11 条の 17 第 3 項による調査の要はありません。

5 認定の方法

消防署長は、申請に基づき防火対象物全体を審査・検査し、認定基準（告示第5条）に適合していると認める場合、当該防火対象物を防火上優良な防火対象物として認定します。（条例第55条の5の10第2項）

認定基準

法令の規定（防火に関すること）

消防関係法令及び建築関係法令（防火に関する基準）の遵守の状況を確認します。

【 1 消防関係法令 】

- 消防用設備等関係
 - 消防用設備等の設置
 - 消防用設備等の維持管理
 - 消防用設備等の設置届出
 - 消防用設備等の検査
 - 消防用設備等の設置計画届出
 - 消防用設備等の点検・報告
- 防火管理関係
 - 防火管理者選任届
 - 消防計画作成届
 - 消防計画適正履行
 - 共同防火管理協議事項の作成
 - 共同防火管理協議事項の届出
 - 避難施設等の維持管理
 - 防災物品の表示
 - 防火対象物点検報告
 - 消防用設備等の集中管理
 - 自衛消防隊の組織等

その他

- 危険物製造所等
- 少量危険物等
- 火気使用設備・器具等
- 火の使用の制限等（喫煙等、がん具用煙火等）
- 圧縮アセチレンガス等
- 住宅用火災警報器
- 映写室等の構造・設備
- 事業所防災計画の作成等
- 各種届出・検査（工事等計画、使用開始、一時使用等）

【 2 建築関係法令 】

- 敷地と道路の関係
- 建築構造
- 防火壁
- 防火区画
- 界壁・間仕切壁・隔壁
- その他区画
- 避難施設等（廊下、階段、出入口等）
- 内装制限
- 非常用の昇降機
- 建築設備等
- 建築物の定期調査報告等
- 避難安全検証法等

避難安全性

東京消防庁が定める方法により、避難上の安全の性能が確保されていることが検証されていることを確認します。

【東京消防庁が定める方法】

火災避難シミュレーション（平成18年3月23日17予第1552号東京消防庁予防部長通知）階避難安全検証法（建基令第129条の2の2）、新・建築防災計画指針（編集・発行：（財）日本建築センター、発行日：平成8年11月20日）の計算手法等を活用し、各階において階避難完了時間が階避難限界時間を超えないことを確認します。

自衛消防組織とその活動能力

東京消防庁が定める方法により、実際に自衛消防訓練を実施してもらい、自衛消防隊の編成及び自衛消防活動能力が適切に確保されていることを確認します。

過去の法令遵守の状況

過去2年以内における法令遵守の状況として、次の事項を確認します。

- 消防法令違反をしたことによる命令、警告を受けていないこと。
- 消防法令違反をしたことによる罰則を受けていないこと。
- 消防用設備等点検報告（法第17条の3の3）及び防火対象物点検報告（法第8条の2の2）がされていること。

過去の火災発生の状況

過去2年以内において、火災(次に掲げる場合に限る。)が発生していないことを確認します。

消防法令の違反が
火災の発生の要因と認められる場合
延焼拡大の要因と認められる場合
消火、避難その他の消防活動に支障を及ぼしたと認められる場合

申請者が申告する各種防火対策

防火対象物の防火安全性を高めるため、法令の規定によらず、自主的・意欲的な防火安全対策(次の表に掲げる例示を参照〔消防法令の趣旨に則ったものであり、かつ、火災の予防、警戒、発見、通報、消火若しくは拡大の防止又は避難若しくは消防活動に有効と認められるもの〕)が、防火対象物全体を包含して実施されていることを確認します。

項目		認定基準
出火防止対策	火気設備・器具の使用禁止	火気使用・器具の使用を禁止している。
	禁煙措置	館内すべてを禁煙としている。
	入退室の管理	不審者等の入室による放火を防止するため、防火対象物の入退室管理を実施している。
延焼拡大防止対策	防災物品の使用	法第8条の3の規定の例により防災性能を有する防災物品が使用されている。(同条の規定の適用を受ける場合を除く。)
	防災製品の使用	防火対象物で使用する寝具、衣類及び布張家具等について防災製品を使用している。
	内装不燃化	居室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とし、かつ、その下地を準不燃材料としている。(内装制限に係る法令の適用を受ける場合を除く。)
火災の早期発見対策	自動火災報知設備の設置	令第21条の規定の例により自動火災報知設備が設置されている。(同条の規定の適用を受ける場合を除く。)
	監視カメラの設置	監視カメラを設置し、火災の早期発見に努めている。
火災の早期通報対策	消防機関へ通報する火災報知設備の設置	令第23条の規定の例により消防機関へ通報する火災報知設備が設置されている。(同条の規定の適用を受ける場合を除く。)
初期消火対策	スプリンクラー設備の設置	令第12条の規定の例によりスプリンクラー設備が設置されている。(同条の規定の適用を受ける場合を除く。)
避難対策	全周バルコニー等の設置	防火対象物の2階以上の階に、居室からバルコニーを通じ有効に避難できる全周又は連続式バルコニーを設けている。
	階段・階段附室内の滞留スペースの設置	防火対象物の2階以上の階で、建基令第123条及び第124条に規定する避難階段又は特別避難階段の階段室又は付室若しくはこれらに通ずる避難上有効なバルコニー等に、車椅子が一時的に待機できるスペースを設けている。
	外国語による避難誘導體制の確保	外国語による避難誘導ができる体制が整備されている。
	避難経路等の確保	避難経路範囲、防火戸閉鎖範囲、消防用設備等操作範囲等を床面等に表示している。
	点滅・音声誘導灯の設置	点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯を設置している。

消防活動対策	はしご自動車の活動空間の確保	地階を除く階数が4階以上の防火対象物について、はしご自動車による活動上必要な空間を確保している。
	消防水利の設置	同一敷地内に、消防水利（法第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設及び法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたものをいう。）を設けている。
	緊急離発着場等の設置	防火対象物の屋上に、航空消防活動を確保するための緊急離発着場又は緊急救助用スペースを設けている。
震災対策	家具類の転倒防止等の措置	オフィス家具類の転倒・落下防止措置が実施されている。
	飲料水等の確保	震災に備えて、飲料水、食料等を確保している。
	ガラス飛散防止等の措置	飛散防止フィルムを貼付するなどして、震災の際に窓ガラス等が飛散しない措置がとられている。
その他	自衛消防技術認定証	1 条例第55条の5に掲げる防火対象物で、公開時間内又は従業員時間内に、自衛消防技術認定証を有する者を、常時、条則第11条の5に規定する人員（以下「必要人員」という。）を超えて配置している。 2 条例第55条の5に掲げる防火対象物以外の防火対象物で、公開時間内又は従業員時間内に、常時、自衛消防技術認定証を有する者を6人以上配置している。
	防火対象物点検報告	法第8条の2の2の規定の例により点検している。（同条の規定の適用を受ける場合を除く。）
	救命講習の受講	消防署長から救命講習受講優良証の交付を受けている。
	AEDの配置	自動体外式除細動器（AED）を配置している。
	地域等との協力体制の確保	事業所と近隣事業所又は地域の自主防災組織等とが、締結等により火災等の災害による被害を最小限に留めるための協力体制が確保されている。
	災害時対応マニュアルの策定	災害時対応マニュアル等を作成し、従業員に配布するなどして、従業員一人ひとりが対応できる体制を整えている。
	予告無し訓練の実施	実施日時を予告しないで、自衛消防活動訓練を実施している。

- 1 この表の例以外にも、防火対策として申告する場合は、消防署へお問い合わせください。
- 2 各種防火対策は、防火対象物全体を包含する必要があります。

その他消防総監が必要と認める事項

過去2年以内において、認定の取消しを受けたことがなく、又は受けるべき事由が現にないことを確認します。

6 認定・不認定の通知

消防署長は、認定・不認定の結果を、通知書（条則別記第2号様式の10・第2号様式の11）により、申請者に通知します。（条例第55条の5の10第3項）

7 優良防火対象物認定証の表示

防火上優良な防火対象物として認定を受けた防火対象物（以下「認定優良防火対象物」という。）には、優良防火対象物認定証（通称：優マーク）を表示することができます。優良防火対象物認定証の表示場所、様式及び記載事項（告示第2条）は、次のとおりです。（条例第55条の5の9）

なお、何人も、認定を受けずに優良防火対象物認定証を表示することや優良防火対象物認定証と紛らわしい表示を付することは禁止されています。これに違反した者には、10万円以下の罰金が課せられる場合があります。（条例第55条の5の10第5項、条例第67条の2第2号）

表示の場所等

認定優良防火対象物の見やすい場所

認定優良防火対象物に係る広告（パンフレット、カタログ、チラシ、ポスター、看板、インターネット・映画スクリーン・街頭大型ビジョン等の映像等）

表示の様式

縦 420mm × 横 297mm



【告示 様式第 1 号】

縦 359mm × 横 254mm



【告示 様式第 2 号】

縦 297mm × 横 210mm



【告示 様式第 3 号】

広告に表示する様式は、様式第 1 号の寸法により同率に拡大又は縮小したものとする色は、4 色分解による色指定をしたものとする

地色	紺（C：100%、M：80%、Y：0%、K：50%）
消防章（面）、文字、枠線	金（C：0%、M：10%、Y：100%、K：20%）
消防章（線）	黒（C：0%、M：0%、Y：0%、K：100%）

表示の記載事項

認定優良防火対象物の名称（防火対象物全体の統一された名称をいう。）

認定を受けた年月日

認定通知書の認定番号

認定を行った者（消防署長）

8 認定優良防火対象物の公表

消防署長等は、認定優良防火対象物を次の方法により公表します。

公表の方法

東京消防庁本部、消防署での閲覧

東京消防庁のホームページ

その他（電話、ファクシミリ等）

公表する事項

認定優良防火対象物の名称及び所在地

認定年月日

認定番号

その他（各種防火対策の概要等）

9 認定の失効

次のいずれかに該当する場合は、認定の効力を失います。(条例第 55 条の 5 の 11)

認定を受けてから 2 年が経過したとき

認定失効後も継続して表示することを希望する場合は、認定失効する日の概ね 2 ヶ月前に所轄消防署にご相談いただき、再申請の手続きを行うようにしてください。

申請者が変更したとき

この場合、申請者は速やかに、認定優良防火対象物申請者変更届出書(条則第 2 号様式の 1 2)を消防署長に届け出なければなりません。

ただし、一部のテナントを変更することに伴い申請者が変更となる場合などは、変更申請の手続きをとることにより、認定を継続することができる場合があります。詳しくは所轄消防署にご相談ください。

10 認定の取消し

消防署長は、次のいずれかに該当する場合、認定を取り消します。また、取り消した場合、その旨を公表します。(条例第 55 条の 5 の 14)

偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき

認定基準に適合しないことが判明したとき

消防法令違反をしたことにより命令を受けたとき

11 変更の申請

次に掲げる例示にある変更を行う場合は、変更しようとする日の 7 日前までに、所轄消防署長に変更の申請をしてください。(条例第 55 条の 5 の 13)

避難安全性の検証に関する変更

室内のレイアウト変更等に伴い避難安全性の検証結果が変更になる場合など

自衛消防組織とその活動能力に関する変更

人事異動等に伴い自衛消防隊の編成が大幅に変更になる場合など

各種防火対策に関する変更

各種防火対策の追加・削除を行う場合など

優良防火対象物変更認定申請書(条則第 2 号様式の 1 3)に、変更した内容に関する図書(「3 申請図書」参照)を添付して申請してください。

12 表示の除去・消印命令

消防署長は、認定を受けずに優良防火対象物認定証を表示している場合や優良防火対象物認定証に対し紛らわしい表示を付している場合、その表示を除去し、又はその表示に消印を付することを命ずる場合があります。また、表示を除去し、又はその表示に消印を付することを命じた場合、その旨を公表します。(条例第 55 条の 5 の 12)

なお、この命令に従わない場合、10 万円以下の罰金が課せられる場合があります。(条例第 67 条の 2 第 3 号)